



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F  
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目 16-15 名古屋フコク生命ビル 6F  
TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2020年3月26日(木)

## 2020年4月以降 時間外・休日労働の上限規制が 中小企業にも適用

### 時間外労働・休日労働の従来規制

1日8時間、1週40時間（44時間の例外あり）を超える時間外労働は、いわゆる36（サブロク）協定を締結し、労働基準監督署に届け出ることによって認められています。

従来、時間外労働は月45時間、年間360時間（1年単位の變形労働時間制の場合、月42時間、年間320時間）が大臣告示による上限とされ、決算や急な納期変更などの特別の事情がある場合、月45時間超の時間外労働は年6回を限度に、36協定に特別条項を締結することで、実質上限なしで認められていました。

### 新たな時間外労働・休日労働の上限

大企業には既に2019年4月から適用されていますが、中小企業も2020年4月から上限規制が適用されます。

上限規制では、従来の月45時間、年間360時間に加え、特別な事情がある場合でも、以下の全てを下回る必要があります（月45時間超年6回までは同じ）。

- ①年間720時間（時間外のみ）
- ②1月100時間（時間外+休日労働）
- ③複数月平均80時間（時間外+休日労働）  
（複数月とは、2～6か月のこと）

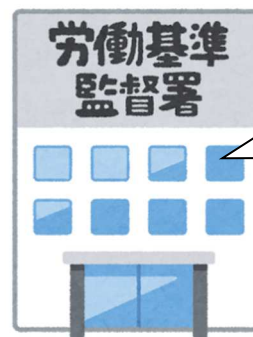
上限を超えた場合は従来の行政指導では

なく、労働基準法32条、36条の6違反として、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金の罰則対象となります。

### 36協定の新様式とチェックボックス

また、中小企業が2020年4月以降に届け出る場合、36協定の様式が変更となります。旧様式での届出は受理されないため、注意が必要です。

新様式には、「上記で定める時間にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと□」とあります。□にチェックがない場合、労働基準監督署は受理せず、その場での補正も認めないようですので、出直しとなります。届出前に必ず確認しましょう。



36協定の  
チェック漏  
れに注意!